# 第157回

高崎市都市計画審議会会議録

令和2年11月5日(木) 午後2時 総合保健センター3階 第4会議室

### 出 席 者 一 覧

## I 出席委員

1番 木 村 法 雄(代理:野澤部長) 2番 佐藤俊也 3番 横島庄治 4番 追 川 徳 信 6番 石 田 安 利 7番 越澤 恭 行 8番 茂 木 和 男 9番 高 橋 美奈雄 10番 清 水 公 美 11番 小 野 聡 子 12番 原 田 寛 明 13番 長 壁 真樹 14番 福井貴規(代理:宮川調整官) 15番 清 水 一 雄 16番 坂 本 正 樹 17番 井 上 彩 18番 堀 越 芳 春 19番 石 綿 和 夫 20番 高井 篤 (代理:木村交通官) 21番 樋口 哲郎 宣 敏 22番 白 石 隆 夫 23番 戸 塚 25番 小 林 功 26番 田 端 穰

#### Ⅱ 出席幹事

 建設部長
 奥野正佳

 都市整備部長
 内田昌孝

 下水道局長
 松田隆克

## Ⅲ 市側出席者

 都市整備部 次長
 清水 博幸

 都市計画課 課長
 岩下 浩

" 土地利用担当 飯島 智久

公園緑地課 小渕 嘉春 北川 祥司

下水道局総務課 中曽根 哲哉 吉田 修 野口 輝政

 IV 傍聴者
 0名

 報道機関
 1名

## 1 開 会

## 事務局A

本日はお忙しい中、コロナ禍で大変な中ご出席いただきまして誠にありがとうございま す。なお、本日は新型コロナウイルス感染症対策として会場の席をスクール形式とさせて いただき席の間隔をとらせていただいております。モニター等見づらくなっておりご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力お願いいたします。

それでは、只今から第157回高崎市都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、事前にお配りしてございます議事日程、議案書、A3サイズの添付図面、名簿でございます。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ここで、委員さんの交代がありましたので、お名前を紹介させていただきます。委員Aです。

# 委員A (代理)

よろしくお願いします。

## 事務局A

よろしくお願いいたします。続きまして、委員Bです。

## 委員B

よろしくお願いします。

## 事務局A

よろしくお願いいたします。なお、委嘱状につきましては、机の上に置かせていただい ております。よろしくお願いいたします。

本日の審議会に際しましての出席状況ですが、委員C、委員Dよりあらかじめ欠席とのご連絡をいただいております。只今ご報告しましたとおり2名の委員さんが欠席となっておりますが、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、高崎市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立いたします。また、本審議会は高崎市都市計画審議会議事運営規則第12条の規定に基づき公開としておりまして、傍聴希望の受付をいたしましたところ、報道関係の方が1名いらっしゃいますので、ご報告いたします。

それでは、次第の2、会長あいさつに入る前に一点事務局よりご報告がございます。会長におかれましては、去る6月に「まちづくり功労者国土交通大臣表彰」を受賞され、7月20日に国よりお預かりした表彰状の伝達を行いましたので、この場をお借りしてご報告させていただきます。

この「まちづくり功労者国土交通大臣表彰」は、魅力あるまちづくりの推進に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するもので、会長は高崎市都市計画審議会会長として、7期15年の永きに渡り、高崎市の都市計画行政に多大な貢献をされたことや、日本最古の石碑郡である「上野三碑」のユネスコ「世界の記憶」への登録にご尽力されたことなどの功

績が認められ、昨年度の「群馬県まちづくり功労者知事表彰」に引き続いての受賞となられました。

これまでのご尽力に、心より敬意を表しますと共に、改めて受賞のお祝いを申し上げます。大変おめでとうございました。

会長ご挨拶をお願いします。

### 会長

皆様のご支援で長い時間務められたことを認めていただいたということで、皆さんと一緒に受賞したつもりでおります。長い間ご協力いただきありがとうございました。一言ご挨拶とさせていただきます。

# 2 会長あいさつ

#### 事務局A

続きまして、会長にご挨拶をお願い申し上げます。

## 会長

あくまで個人的見解ですが、現在皆さんもご存じのとおり、アメリカの大統領選挙がて んやわんやの大騒ぎで、今まさに山場を迎えている状況でございます。まもなくバイデン さんがというような成り行きですが、今度のアメリカの大統領選挙は、皆さんそれぞれの 思いがあると思いますが、どちらが勝つかという当落の判定の選挙的興味と共に、もう一 つアメリカは民主主義国家だったのだろうかと思わざるを得ない疑問を感じております。 皆さんもそれぞれその分野についてのお立場から考える機会が与えられたのではないかと 思いますけれども、4年前にトランプ大統領が当選された時からその傾向はあったのです が、世界の民主主義国家のリーダーとしてのアメリカは果たしてこれでよいのかという不 穏な動きはありました。それにつけても節度、礼儀、ルール、品位、品格等どの言葉もト ランプ大統領には当てはまらない4年間が過ぎ、また今回の選挙が元の木阿弥ではたまっ たものではないと個人的に思っておりました。当落の支持、不支持は別にしましても、ア メリカの選挙制度そのものが連邦国家とはいえあまりに脆弱、十分にこなれた制度になっ ていないところにそもそも問題があったのではないかと実感があります。開票が終わらな いうちに司法の場に持ち込むとか、テレビでは内戦状態に陥るのではないかという不安で 防護体制がしかれていることも含めまして、アメリカは民主国家ではないのではないかと 思うと同時に、同盟国の日本があの国を同盟国としてよいか考えざるを得なくなる次第で ございます。

翻って日本の政権交代は誠に静かにつつがなくすんだということになるのでしょうが、 菅総理が外交的から内政中心に切り替えたということもあって、地味ではありますが、我々 地方都市にとっての視線を感じるのは大変いいことだと思います。色々な内閣が地方重視 とか地方分権とか東京一極集中の排除を言っては消え、言っては消え、いつまでたっても 火がつかない、そういう時代を何度か経験してきた我々としては、どうやら菅総理は何か やってくれそうだなと期待値が持てるのではないかと思います。

それを受けて我々地方側はやってくれるのを待つという時代ではなくて、我々はどういう都市になりたいか、だから国はこうしろとピッチャーとキャッチャーの関係を一つ変えてみなければいけない、その力を我々自身が持たなくてはいけない。そういう意味で高崎市という都市は地方でも優れた都市の中の代表の一つでありますが、我々の方からこうなりたいという意思表示をするいいチャンスじゃないかと、そのための我々の立場と、審議会のお役目もこれから改めて感じていただければこの機会にいい勉強になるのではないかとアメリカの大統領選挙から敷衍しまして実感しておりますので一言ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

## 事務局A

ありがとうございました。

## 3 議事

## 事務局A

それでは、只今より議事に入りますが、以降の進行につきましては、高崎市都市計画審議会議事運営規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。それでは、会長よろしくお願いします。

## 第1 会議録署名人の指名

#### 会長

これより議事に入ります。議事の第1、会議録署名人の指名を行います。

高崎市都市計画審議会議事運営規則第13条第2項の規定により、委員Eと委員Fを指名いたします。よろしくお願いします。

## 第2 議 案

#### 会長

議事の第2に入ります。議案第421号 高崎都市計画道路3・3・7号前橋長滯線の変更について上程いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局B

お世話になります。それでは、議案第421号 高崎都市計画道路3・3・7号前橋長 瀞線の変更についてご説明いたします。

なお、本議案は、群馬県が定める案件でございまして、本市に対し意見聴取がありまし

たので、お諮りさせていただくものです。

お手元の資料の議案添付図面の1枚目図1をご覧ください。こちらは総括図です。

まず、前橋長瀞線についてご説明いたします。本路線は、前橋市と高崎市、藤岡市をつなぐ主要幹線道路であるとともに、県が定める「7つの交通軸」の主軸である国道17号と東毛広域幹線道路を結ぶネットワーク機能も有する重要な路線ですが、慢性的な渋滞が支障となっております。現在、群馬県において綿貫町〜岩鼻町の約2.2 kmの区間を、現況2車線から4車線へ拡幅する事業を行っており、事業期間は令和8年度までの予定となっております。

図面の2枚目図2をご覧ください。こちらは計画図です。先ほどの総括図と方向が変わ りまして、向かって左側が北、前橋方面となっております。変更前は黄色、変更後は赤色 で示しております。拡大したものをお示ししますので、ここからはスクリーンをご覧くだ さい。今回の変更箇所は、都市計画道路3・3・7号前橋長瀞線と3・4・24号高崎玉 村線との交差点の隅切り部です。施工者である群馬県と群馬県公安委員会との協議により、 交差点を左折する車両の速度を低下させるとともに、歩行者等の視認性を高め、交通の安 全性の向上を図るため、外側線の曲線半径を縮小する構造へ変更したことに合わせ、隅切 り長についても必要最小限の長さへの変更を行うものです。例を使って、ご説明いたしま す。分かりやすくするため、少し極端に表現しております。左側が変更前、右側が変更後 となっております。変更前は隅切長が長く、外側線の曲線半径は大きい交差点構造となっ ています。変更後は隅切長が短く、外側線の曲線半径は小さい構造となっています。どち らも車道の幅員、歩道の幅員に変更はございません。外側線の曲線半径を小さくすること により、左折時に直角に近い軌跡をたどることになるため、交差点通過時の速度を抑制さ せる効果が期待できます。また、隅切長を短くすることで歩行者等の進行方向を誤認する 危険性を低下させ、巻き込み事故等の発生を抑える効果が期待できます。交差点の構造を 見直すことにより、より安全に配慮した交差点計画となります。以上が、今回の変更の内 容となります。

続いて、都市計画法に基づく法定手続きの経過につきまして、ご報告します。都市計画 法第16条に基づく住民意見反映措置につきましては、8月18日から9月1日まで2週 間、公述人の受付と原案の閲覧を行ったところ、閲覧者は0名、公述の申出はございませ んでしたので、9月9日に予定しておりました公聴会は中止となりました。次に、10月 2日から10月16日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、変更案を縦覧に供し ましたところ、縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。以上が、これまでの 都市計画法に基づく法定手続きの経過でございます。なお、今後の予定でございますが、 本日お諮りさせていただきました内容の通りご答申いただけましたら、群馬県都市計画課 あてに市の意見を報告いたします。その後、群馬県都市計画審議会の議を経て、今年度中 に都市計画決定告示を行う予定でございます

以上、議案第421号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいた

します。

### 会長

ありがとうございました。それでは本案に係るご意見ご質問がございましたら発言を求めます。

ご意見が無ければお諮りいたします。

議案第421号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。よって議案第421号は原案のとおりといたします。

続きまして議案第422号 高崎都市計画公園の変更2・2・48号鼻高第3号児童公園の変更について上程いたします。事務局の説明を求めます。

## 事務局B

続きまして、議案第422号 高崎都市計画公園2・2・48号鼻高第3号児童公園の変更について説明いたします。

なお、本議案につきましては、高崎市決定の案件となっております。

お手元の資料の議案添付図面の3枚目をご覧ください。こちらは総括図です。鼻高第3号児童公園は、高崎市鼻高町地内の碓氷川のほとり、鼻高橋のすぐ下に位置しております。昭和55年4月30日に都市計画決定され、鼻高土地区画整理事業の中で整備し、昭和61年3月31日に供用を開始した街区公園となっております

一枚おめくりいただき、図面の4枚目をご覧ください。こちらは計画図です。変更前は 黄色、変更後は赤色で示しております。変更前の面積は約0. 64ha、変更後は約0. 63haで、面積 $ext{c}$ 0. 01ha縮小する計画となっております。

詳細をご説明いたします。ここからは前方のスクリーンをご覧ください。現在、群馬県では、碓氷川の築堤および護岸の整備を計画しており、今回整備する区間は安中市との境界付近から、鼻高橋までの間、延長約1.5 kmです。変更に係わる部分を拡大し、堤防の整備前と整備後を比較してみますと、堤防が鼻高橋に沿って巻き込む構造となっていることになります。これは、河川が増水した時に、浸水による被害を軽減するため、このような構造となっております。以上から、堤防の計画用地と重複する公園部分の面積を約0.01ha縮小するものでございます。

以上が今回の変更の内容になります。

続いて、都市計画法に基づく法定手続きの経過につきまして、ご報告します。都市計画 法第16条に基づく住民意見反映措置につきましては、令和2年2月26日に、説明会を 開催しました。8月18日から9月1日まで2週間、公述人の受付と原案の閲覧を行った ところ、閲覧者は0名、公述の申出はございませんでしたので、9月18日に予定してお りました公聴会は中止といたしました。次に、10月2日から10月16日までの2週間、 都市計画法第17条に縦覧を行いましたところ、縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。以上が、これまでの都市計画法に基づく法定手続きの経過でございます。

なお、今後の予定でございますが、本日お諮りさせていただきました内容の通りご答申 いただけましたら、群馬県との協議の後、速やかに決定告示する予定となっております。

以上、議案第422号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 会長

はい。ありがとうございました。それでは、本案に係るご意見ご質問ございますか。

## 会長

無いようなのでお諮りいたします。議案第422号は原案のとおり決定してよろしいで しょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。よって議案第422号は原案のとおりといたします。

続きまして、議案第423号 箕郷都市計画下水道高崎公共下水道の変更、議案第42 4号 榛名都市計画下水道 高崎公共下水道の変更について併せて上程いたします。事務局 の説明を求めます。

#### 事務局B

続きまして、議案第423号 箕郷都市計画下水道高崎公共下水道、議案第424号 榛 名都市計画下水道 高崎公共下水道の変更について、関連がございますので一括して、ご説 明させていただきます。

なお、排水区域は、汚水の排水区域と雨水の排水区域がございますが、今回は汚水の排水区域の変更となります。

また、両議案につきましては、高崎市決定の案件となっております。

はじめに、議案第423号 箕郷都市計画下水道高崎公共下水道の排水区域の変更について、ご説明させていただきます。箕郷都市計画下水道は、昭和62年度から整備事業を開始いたしました。現在、既決定の整備が進み、更なる生活環境の改善を行うため、今回の区域拡大を行うものでございます。また、箕郷地域では、農業集落排水施設により汚水処理をしている区域で、将来、都市計画下水道に統合する予定のものが2箇所あり、今回はその一つの富岡農業集落排水施設を、都市計画下水道として位置づけるものでございます。

続きまして、排水区域の変更の詳細についてご説明いたします。お手元の資料では、添付図面の図-5をご覧ください。スクリーンは、排水区域の図面でございまして、黒の斜線で囲んだ区域が、現在の都市計画決定区域でございます。今回、追加する区域は、赤の

斜線部分でございます。既決定区域と接していて拡大する区域は、整備が完了した区域に 隣接しており、隣接地と一体で計画に位置付けた方が効率的なことから、区域を拡大する ものでございます。大きな点線で囲まれた区域は、富岡農業集落排水施設により汚水処理 をしている区域でございます。今回はこの農業集落排水施設による区域を都市計画下水道 に統合するため、区域拡大するものでございます。この結果、現在、約326haが都市 計画決定されておりますが、約20haを追加となりますので、変更後の面積は約346 haとなります。

次に富岡農業集落排水施設の下水道接続について説明いたします。農業集落排水は、農業用水と公共用水域の保全を目的に整備された排水施設で、富岡農業集落排水施設は平成2年度から供用開始されました。処理場は築30年以上が経過し老朽化が進んでおります。そこで、この農業集落排水施設の処理場に流れ込む汚水管を、下水道に繋ぎ変えることで処理場施設を廃止することができ、維持管理費や更新費の削減が見込めます。排水区域の設定については、周辺は農地が多いことから、農地等を除き、農業集落排水施設の汚水管が接続されている区域のみを対象としまして、都市計画決定をされた後は、財産処分等の必要な手続きを行いながら、下水道への統合を進めていく予定です。

続きまして、議案第424号 榛名都市計画下水道高崎公共下水道の排水区域の変更について、ご説明させていただきます。榛名都市計画下水道は、昭和63年度から整備事業を開始しいたしました。こちらも箕郷都市計画区域同様、既決定の排水区域に対する整備が進み、更なる生活環境の改善を行うため、区域拡大を行うものでございます。

続きまして、排水区域の変更の詳細についてご説明いたします。お手元の資料では、添付図面の図ー9でございます。スクリーンは、汚水処理区域の図面でございまして、黒の斜線で囲んだ区域が、現在の都市計画決定区域でございます。こちらも追加する区域を赤の斜線部分で示しております。本都市計画では、NSK 榛名工場の既存工場の隣接地とすでに整備済みの区域に隣接した区域について拡大を行なうものです。NSK 榛名工場については、工場からの排水を直接河川へ放流しないことで、「河川の水質の保全」を図るものでございます。平成27年から自社施設で排水処理をしたものを公共下水道につなげて流しており、今回は工場の増設に伴い区域を拡大整備済みの区域に隣接した区域については、更なる生活環境の改善を行うため区域拡大を行うものです。これにより、約374haが都市計画決定されておりますが、約14haを追加いたしますので、変更後の面積は約388haとなります。

最後に、本案に係る都市計画手続きについてご説明を申し上げます。

都市計画法第16条に基づく住民意見反映措置につきましては、8月25日に説明会を開催し、原案を8月28日から9月11日までの期間、閲覧及び公述人の受け付けをしましたが、閲覧者0名、公述の申し出はありませんでしたので、9月16日に予定していました公聴会は中止としました。

次に、10月2日から10月16日までの間、都市計画法第17条に基づく縦覧に供し

ましたが、縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。 以上が、これまでの都市 計画手続きの経過でございます。 なお、今後の予定でございますが、本日付議させてい ただいた内容について、ご答申をいただけましたら、群馬県と協議の後、速やかに決定告 示を行いたいと考えております。

以上、議案第423号、424号につきましての説明とさせていただきます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## 会長

はい。ありがとうございました。それではただいまの2議案に係るご意見、ご質問等ご ざいますでしょうか。

公共下水道は、道路と並んで生活密着型のインフラストラクチャーの代表でございまして、公共投資として小さくないものですから野放図に広げる訳にはいかないので適正な拡大のペース、対象地域については慎重な対応が必要で、行政もその辺のところは丁寧に計画を出している訳ですが、この審議会としての意向というものは重みを持つものですので、どうぞご意見がありましたらお出しください。

無いようなのでお諮りいたします。議案第423号、424号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

#### <異議なしの声>

異議なしと認めます。よって議案第423号、424号は原案のとおりといたします。 以上で本日予定しておりました案件の審議はすべて終了いたしました。恐れ入りますが、 傍聴の方、報道関係の方はご退席くださいますようお願いいたします。本日はお疲れ様で した。

なお、4のその他の事項がございますので、委員および幹事の方はそのままお残りください。それでは、4のその他に入ります。事務局より何かございましたらお願いします。

## 4 その他

#### 事務局B

今回は特にございません。

## 会長

全体を通して、何かご意見、ご質問等はございませんか。

## 5 閉会

## 会長

無いようですので、以上をもちまして、第157回高崎市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間に渡りありがとうございました。